

平成25年第4回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成25年9月6日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 報告第 1号 平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率について
(町長提出)
- 日程第 2 報告第 2号 平成24年度那珂川町教育委員会の点検・評価の報告について
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 1号 那珂川町監査委員の選任同意について (町長提出)
- 日程第 4 議案第 2号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 5 議案第 3号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について (町長提出)
- 日程第 6 議案第 4号 那珂川町子ども・子育て会議条例の制定について (町長提出)
- 日程第 7 議案第 5号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 8 議案第 6号 那珂川町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 9 議案第 7号 平成25年度那珂川町一般会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第10 議案第 8号 平成25年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第11 議案第 9号 平成25年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第12 議案第10号 平成25年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第13 議案第11号 平成25年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第14 議案第12号 平成25年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第15 議案第13号 平成24年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について

- (町長提出)
- 日程第16 認定第 1号 平成24年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について
(町長提出)
- 日程第17 認定第 2号 平成24年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算
 の認定について (町長提出)
- 日程第18 認定第 3号 平成24年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
 について (町長提出)
- 日程第19 認定第 4号 平成24年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
 定について (町長提出)
- 日程第20 認定第 5号 平成24年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
 いて (町長提出)
- 日程第21 認定第 6号 平成24年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
 ついて (町長提出)
- 日程第22 認定第 7号 平成24年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
 認定について (町長提出)
- 日程第23 認定第 8号 平成24年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
 について (町長提出)
- 日程第24 認定第 9号 平成24年度那珂川町水道事業決算の認定について
(町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番	佐藤信親君	2番	益子輝夫君
3番	塚田秀知君	4番	鈴木雅仁君
5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	川上要一君
11番	阿久津武之君	12番	橋本操君

13番 石田 彬 良 君

14番 小川 洋 一 君

15番 鈴木 和 江 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大金 伊 一 君	副 町 長	佐藤 良 美 君
教 育 長	小川 成 一 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	塚 原 富 太 君
総 務 課 長	益 子 実 君	企 画 財 政 課 長	藤 田 悦 男 君
税 務 課 長	小 室 金 代 志 君	住 民 生 活 課 長	橋 本 民 夫 君
健 康 福 祉 課 長	小 川 一 好 君	建 設 課 長	山 本 勇 君
農 林 振 興 課 長	星 康 美 君	商 工 観 光 課 長	大 金 清 君
総 合 窓 口 課 長	秋 元 誠 一 君	上 下 水 道 課 長	秋 元 彦 丈 君
環 境 総 合 推 進 室 長	佐 藤 美 彦 君	学 校 教 育 課 長	川 和 な み 子 君
生 涯 学 習 課 長	穴 山 喜 一 郎 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	小 祝 邦 之 君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	増 子 定 徳	書 記	板 橋 了 寿
書 記	加 藤 啓 子	書 記	藤 田 善 久

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（鈴木和江君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（鈴木和江君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ごらん願います。

報告第1号の報告、質疑

議長（鈴木和江君） 日程第1、報告第1号 平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

本件について、報告を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました報告第1号 平成24年度健全化判断比率及び資金不足比率について、報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成24年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて、議会に報告するものであります。

平成24年度決算に基づき算定されました健全化判断比率及び資金不足比率とも、国の基準以下となり前年度数値を下回ることとなりました。健全化法上においても指数が好転し、健全団体と判断されておりますが、今後とも行財政改革の継続的な推進を図り、健全財政の運

営に努めてまいりたいと考えております。

内容の詳細については、担当課長から説明をさせます。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 補足説明をいたします。

1の健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、普通会計を初め全ての会計において、実質赤字を生じていないため、当該数値は該当なしとなっております。

実質公債費比率につきましては、標準財政規模に対する実質的な公債費の比率を3カ年の平均であらわしたものでありまして、平成23年度の10.0%に対し平成24年度は9.1%となりました。実質公債費比率が減少した主な要因といたしましては、標準税収額や普通交付税、臨時財政対策債発行額全てにおいて減少したため、標準財政規模が大きく減少をいたしました。

一方、臨時財政対策債や合併特例債等の公債費の償還が増加しましたが、これらを算入する基準財政需要額が増額となったため、標準財政規模等における実質的な公債費の償還割合が減少したためであります。

次に、将来負担比率であります。標準財政規模における一般会計、各特別会計についての地方債や職員の退職手当支給予定額と、将来負担しなければならない負債の比率であります。実質公債費比率と同様に、交付税に算入される地方債や将来負担する額に、財政調整基金や地域振興基金などの基金を充当可能なものとして、考慮して算出した比率であります。平成23年度の17.3%に対し、平成24年度は将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、当該する数値は該当なしとなりました。

昨年度に比較し、将来負担比率が改善した主な要因といたしましては、実質公債費比率と同様に、地域再生雇用対策費等の算定経費の減額により、普通交付税等が減額となり標準財政規模が減少したものの、将来負担額において普通会計及び各特別会計における地方債の現在高が減少したことに加え、充当可能基金の財政調整基金が増額したことにより、将来負担額を充当可能財源となるために将来負担比率が該当なしとなりました。

続きまして、2の資金不足比率につきましては、各会計の事業の規模における資金不足額の比率をあらわすもので、水道事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、簡易水道事業特別会計とも資金不足を生じていないので、当該数値は該当なしとなっております。

3の監査委員の意見につきましては、別紙をごらんください。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第1号を終わります。

報告第2号の報告、質疑

議長（鈴木和江君） 日程第2、報告第2号 平成24年度那珂川町教育委員会の点検・評価の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

教育長。

〔教育長 小川成一君登壇〕

教育長（小川成一君） おはようございます。お世話になります。

それでは、ただいま上程されました報告第2号 平成24年度那珂川町教育委員会の点検・評価の報告につきまして、ご報告申し上げます。

本報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会の報告するものであります。

報告書の主な内容は、教育委員会の平成24年度の事務事業につきまして、教育委員会の活動と教育に関する事務の執行状況の大きく2つに区分し、記載しております。

教育委員会の活動においては、平成24年度の活動状況として、教育委員会会議、学校訪問及びその他の活動を掲げ、評価委員から各項目についてご意見をいただき、それら意見を踏まえて今後の活動の方向性を記載したものであります。

教育に関する事務の執行状況においては、学校教育の充実と生涯学習の充実に区分して記載しており、それぞれ事務事業の実施状況と課題等を掲げ、学校教育の充実では、道徳教育

の推進など16項目を、生涯学習の充実では社会教育推進事業など7項目を掲げ、評価委員から学校教育の充実、生涯学習の充実ごとにご意見をいただき、それらを踏まえて今後の事業の方向性をそれぞれ記載したものであります。

なお、評価委員には学識経験者として昨年度に引き続き元小学校長の飯塚牧子氏と、新たに町体育協会長の川上幸男氏と元PTA会長の笹崎利美氏をご委嘱申し上げ、評価をいただいたところです。

詳細につきましては、事前送付いたしました報告書記載のとおりでありますので、ごらんをいただきたいと存じます。

以上で報告を終わります。

議長（鈴木和江君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） いろいろお聞きしたいことがあるんですが、初めに教育に関する事務の執行状況の点検・評価というところで、学校教育の充実ということなのですが、そのほかで少子高齢化の進行の中でということで、特に体験学習を充実し、個に応じた指導の充実を図り、文化や伝統に対する理解と愛情を深め、国際理解、情報、環境など今日の問題にも関心を持ち、存在感や自己実現の意欲を実感できる子どもの育成を推進すると書かれているのですが、具体的にどのようなことを、どのようにやるというのかご説明いただければ。以上です。わかりやすいですから、よろしくお願いします。

議長（鈴木和江君） 教育長。

教育長（小川成一君） 教育委員会の点検・評価の報告書の中でですか。何ページですか。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 4ページです。

議長（鈴木和江君） 教育長。

教育長（小川成一君） では、まず体験的学習ということですが、それぞれ各学校で、小・中学校におきまして総合的な学習の時間とか、それから中学校で言うとキャリア教育の中で、マイチャレンジ事業とか、あるいは小川中学校だとすると、農家での体験学習とかそういうことも入っていますし、あと言語活動だとすると外国語活動、本町の昔から、20年来の活動ですが、1年生から4年生までは普通はやらないんですけども、本町ではALTを入れてうちのほうの職員のケビンを入れて体験を通して言語活動を高めたり、あと情

報教育はパソコンですね。それから、電子黒板等の利用で子供たちがそれを使って授業を行う。もちろん先生方も使いますし、そういうようなことで細かく入れると、また環境だとすると推進室と共同して、牛乳パックの利用ですか、そういうこともやっていますし、エコキヤップを集めたり、そして体験活動をやっています。あと、細かいことになるとたくさんありますけれども、事業で言うと地域の人材を入れて、そこで実際に教わったり、地域の人たちから実際に事業に出させていただいて、一緒に体験したりすると、そういうことがあるかと思えます。

また、何かありましたら。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 説明いただいたんですが、私はより具体的に、どんなことが、どんなふうに行われているかということを知りたいというふうなんですが、この中が少子高齢化の進行の流れという少子化を図るのですが、高齢化との関係で今言われたことが、どういう関連で位置づけられて教育されているかということをお聞きしたいのですが、その辺がわからないですが、再度説明をお願いします。

議長（鈴木和江君） 教育長。

教育長（小川成一君） 高齢化との関係でですか。少子化は個に応じてやるのはおわかりかと思えますけれども、高齢化となると事業の中で入れるとなると、高齢化のいわゆる高齢者の方たちとの触れ合いの活動とか、あるいは地域に戻って、それを今で言うと敬老会に子供たちも一緒に出たり、そういうことだと思っていますけれども、個に応じたとなると、今言ったような学校へ来ていただいて、一緒に活動をして、あるいは給食を一緒に食べたりして、そういうことで触れ合うことかなというふうに思っております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） しつこいようで申しわけないんですが、そういうことをやっていることを私はどうのこうのというのではなくて、やった結果、どういう形でそういうことが子供たちにあらわれているか、その辺を知りたいんですね。いじめの問題もそうですけれども、いろいろ報告あるんですけども、その後どうなったか、問題をどのようにして解決したか、そしてまた学校教育の場で、いじめとかそういう問題に対してどういう対応をして、その結果どうなっているのか、その辺をやはり私はお聞きしたいんです。

議長（鈴木和江君） 教育長。

教育長（小川成一君） なかなか心の問題もありまして、はっきりこれだというような具体的にはっきり数字的には出てきませんけれども、多分、子どもたちの心の中には、そういうふうな高齢者に対する優しさとか、例えばいじめ等とか、そういう点だとすると、みんなで中学校の生徒たちとみずから自分たち学級活動で考えたり、なくそうとか、そういうことをやっているという報告がありますので、そういう点で効果が出ているのではないかなというふうには思っています。

議長（鈴木和江君） ほかにありませんか。

塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） 昨年も点検・評価の報告が出て、いろいろ今回も全く同じような状態になっているわけですがけれども、学校教育の充実でいろいろ事業内容の実施状況、課題などが上げられているわけです。昨年も全く同じだったんだと思うんですがけれども、要はこの課題についてどうなっているのかということなんです。昨年の課題はどうだったと、その評価がここに載っていると、もっと具体性があるといいのではないかなと思うんです。課題だけを上げて、その結果は皆どうなっているんだというふうなところが載っていないのではないかなと思うんです。その辺のところをどういうふうに考えているのかお聞きしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 教育長。

教育長（小川成一君） この点検・評価の報告書を評価委員さんからいただいている点、課題等、あるいは我々が内部で反省していることは、できる限り次の年度の教育行政の基本方針の中に対策を入れてはいるんですがけれども、ことし、こういうことがあって、はい、じゃ、次1年間でできました。次、じゃ、またという何面にも、1年ごとに成果が上がるものばかりではないので、教育はすぐ行われて、すぐもうオーケーですというわけにはいかないところもあるので、多分同じ内容が、例えば学力の向上となると、これはずっと教育においては課題ですので、ことしも来年もというようなことが出てしまうことはあるんだと思いますけれども。

議長（鈴木和江君） 塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） だから、その課題をやっていることはわかるんですがけれども、よくなったのが悪くなったのか、これが大切なことだと思うんです。ただ、課題だけ上げて、これは継続してやっているから、なかなか評価が出ないんだというようなことも一理はありますけれども、もう少し私はこの課題についてをやはり追求する必要があるのではないかなと思う

んです。再度答弁をお願いしたいんですけれども。

議長（鈴木和江君） 教育長。

教育長（小川成一君） では、今、塚田議員のお話がありましたように、そういうのも考慮しまして、今の年度ですね、平成25年度、これを課題にして平成25年度の教育行政の基本方針をつくってそれで今進めているんですけれども、2学期以降、具体的に学校に指示をしまして、やれる範囲のところではやっていきたいと思っています。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

塚田秀知君。

3番（塚田秀知君） それから、評価委員の意見で、3ページなんですけれども、下から3行目ですけれども、各学校を年に1回訪問し、感想や改善点等を各学校に伝えていく必要があるというふうな指摘がなされていますけれども、昨年も私は同じことが指摘されたような気がするんですね。これについてはどういうふうな。

議長（鈴木和江君） 教育長。

教育長（小川成一君） 各学校を訪問はしていますけれども、1日というわけではないですけれども、午前中とか共同訪問計画は1日、それから全部朝から晩まで4時半ごろまで調べますけれども、その他の学校は訪問して、校長、教頭、教務主任あたりと話し合いはします。それから、教育委員会をいつもここで開くのではなくてあちこちで開くんですけれども、その帰りにその学校へ、近くの学校へ寄るとか、社会教育施設に寄って話を聞くとかして努力はしていますけれども、8校しかありませんので、教育委員会全部で訪問するというのはなかなか、多分五、六校だと思いますが、私はできる限り訪問をして話を聞くようにしています。今後とも、そういう学校訪問等には努めていきたいと思っています。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

益子明美さん。

5番（益子明美君） 24年度の活動状況の中で、教育委員会会議、その他の委員会に付すべき事項を会議内容としておりますけれども、19件あるんですが、この内容はこういった内容を会議として議題にされていたのか、お伺いいたします。

それと、学校訪問の件ですが、その下を見ますと訪問日数が6日で学校訪問等は6校ということであります。これは教育委員会全体での学校訪問というお話かなというふうに、先ほどの教育長の答弁からは伺えますけれども、8校ある中で全校は回っていないという状況がありますので、そういったところも全校回るべきではないかというのが、評価委員の意見と

付されているかと思いますが、ぜひ全校を回っていただくとともに、あと個別の案件で、例えば教育長がその学校訪問とかをされているということを、先ほど答弁がありましたけれども、そういったこともきちんと状況として伝えて、評価を得たほうがいいのかというふうに思うんですが、ここにあらわれてこないような個別の案件というのは、こういった評価を得られているのかお伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） それでは、1点目のその他委員会に付すべき事項ということで、19回委員会のほうにかけておりますが、内容につきましては個人から出た後援名義等の承認というものが主なものであります。

以上です。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

教育長。

教育長（小川成一君） 6校以外の、教育長の個人的なということではないですが、学校訪問で要請訪問というのがありまして、学校で、こういう点で来てくださいと、教育長の出席をお願いしますということで行って、授業を見たりですね。その研究内容の説明を聞いたり、そういうことが私個人、教育委員会ではなくて教育長だけの訪問はそういう点であります。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） そうしますと、毎月開かれているこの教育委員会会議、全体会議だと思うんですけれども、その中で実際に24年度はどういったことが起きているのか、ちょっと私自身も把握しておりませんけれども、学校でさまざまないじめ等の問題、不登校の問題、解決していかなくはいけない問題等については、委員会の中でどのように協議をされて、どのような話し合いがされていたのか、ここからはなかなかうかがい知ることができませんので、お伺いしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 教育長。

教育長（小川成一君） 昨年度から教育委員会の議題の中に上げないで、この教育委員会が終了した後、教育委員さん5人だけで、事務局を抜いて5人で、いじめについてとか、あるいは不登校についてとか、今問題になっている体罰だとか、そういうことについて情報交換をして、みんなで共有をするようには努めています。年間計画を立ててやっております。ですから、この中には、この教育委員会の会議の中にはそれは入ってきていませんで、我々教育委員さん5人のいわゆるざっくばらんな意見の交換会をしているということです。そうい

うのがあります。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） そうしますと、学校のことを管轄する上部組織の教育委員会が、議題の中に入れない枠の中でそういったいじめとか、不登校とか、体罰の重要な問題を話し合っ
て共有しているということになると、教育委員会は一体どういった権限があるというふうな
話にもなってきますよね。実際、現場で起きているさまざまなこういった重要な問題という
のは、しっかり議題に入れて話し合われて、学校との対応を求めていくべきものだというふ
うに思うんですが、その辺、教育長はどのように考えられているのかお伺いしたいと思います
です。

議長（鈴木和江君） 教育長。

教育長（小川成一君） 昨年度起きたいじめとか、あるいは本年度起きた体罰等については、
そういう重要な議題については、もちろんこの中でも話し合いますし、臨時に教育委員会を
開いて、それだけの議題で協議をしている、その重要ないじめ、体罰等については、そうい
うことは臨時の会議を開いてやっています。終わった後の情報交換会ということにはしない
で、そんな方法でやっております。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第3、議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意についてを議題
といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意に
ついて、提案理由の説明を申し上げます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求められております。

那珂川町監査委員のうち、現在、ご尽力をいただいております代表監査委員の小沼功一氏が、本年11月27日をもって任期満了となります。

小沼氏には、慰留について再三お願いをしたところでありますが、退任の意思がかたいため、新たに識見を有する監査委員の選任について、議案書に記載したとおり、岡洋一氏を選任いたしたく、議会の同意を求めます。

岡氏は、平成14年に馬頭信用組合を退職後、馬頭町商工会の事務局長を7年間務められ、2町合併後の馬頭町及び小川町商工会の合併に尽力され、平成22年4月から本年3月まで那珂川町商工会事務局長として、新たな礎を築かれました。

金融機関に勤務しておられたこと、及び商工業者の経営の指導にも携わったことから、会計制度に精通されており、人格、識見ともにすぐれ、適任者として提案をいたすものであります。

よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。
議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町監査委員の選任同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号～議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第4、議案第2号 那珂川町教育委員会委員の任命同意について、日程第5、議案第3号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については、関連がありますので一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第2号及び議案第3号の那珂川町教育委員会委員の任命同意につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、那珂川町教育委員会委員として、町教育の振興にご尽力をいただいております平塚正一郎氏と高田榮順氏の両氏が、本年11月28日をもって任期満了となります。

平塚委員におかれましては、平成17年11月29日から新町那珂川町の教育委員として、また、高田委員におかれましては、平成21年11月29日から委員として活躍されています。

お2人とも教育行政に精通するとともに、教育に対する見識も深く、教育委員としても適任者であります。両氏とも引き続き委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

参考までに、現在の町教育委員は、平塚正一郎氏、青柳久子氏、高田榮順氏、荒川裕子氏、教育長の小川成一氏の5名の委員であります。

よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。採決は1件ごとに行います。議案第2号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 那珂川町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第6、議案第4号 那珂川町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町子ども・子育て会議条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の制定は、平成24年8月に交付された子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する子ども・子育ての支援計画に対して意見を述べること等の事務を行う合議制の機関として、那珂川町子ども・子育て会議を設置するためのものです。

内容の詳細については、担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小川一好君） 補足説明いたします。

子ども・子育て支援法は、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大、確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図り、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的に制定されたものです。

本条例は、子ども・子育て支援法に基づき、那珂川町子ども・子育て会議を設置し、その組織及び運営に関し、必要な事項を定めるため制定するものです。

第1条は、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、合議制の機関として那珂川町子ども・子育て会議を設置することを規定したものであります。

第2条は、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画や保育園、幼稚園、認定こども園等の利用定員の設定等に対して意見を述べるなど、子育て会議の処理する事務を規定したものであります。

第3条は、委員定数を12人以内と規定したものであります。

第4条は、委員の構成及び任期等を規定したものであります。

第5条は、会長及び副会長の構成、及び役員を規定したものであります。

第6条は、会議の運営に関し、必要な事項を規定したものであります。

第7条は、必要に応じ関係者の出席を求めることができることを規定したものであります。

第8条は、子育て会議の手法、健康福祉法において処理することを規定したものであります。

第9条は、子育て会議の運営に関し、必要な事項について会議に諮って定めることを規定したものであります。

附則は、本条の施行期日、及び最初の会議に係る招集の特例を規定したものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 第4条の1と2について伺いたいんですが、（1）の法第6条第2項に規定する保護者についての条例の内容について、伺いたいと思います。

それともう一つ、2つ目は、法第7条第1項に規定する子どもとありますが、その第7条の1項に規定する子ども・子育て支援に関する内容を具体的に説明をお願いしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小川一好君） まず、第6条第2項に規定する保護者であります。これに関しましては、18歳に達する以前の3月31日までにある者を子どもと規定いたしまして、この2項におきまして、保護者とは親権を行う者、あるいは未成年後見人、その他などで子供を現に看護する者というものが規定しているものでございます。

次に、第7条第1項に規定する事業に従事する者でございますが、これに関しましては、

国または地方公共団体、あるいは地域における子育て支援を行う者が実施する子供及び子供の保護者を対象にする支援する事業ということを規定しているものでございます。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） ありがとうございます。まだ伺いたいことがあるんですが、77条で定めてあることはわかるんですが、そのうち1、2、3とあるんですが、その1番目の特定教育保育施設の利用定員の定数に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること、それと2つ目が、特定地域または保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること、3番目、市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理することとあるんですが、この3つの法案の具体的な条例についての説明をお願いしたいというものであります。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小川一好君） これはそれぞれ条文にございますが、それぞれの条文に関しましては、実質的な内容といたしましてはそれぞれの設定等に関して、あるいは計画等に関して、内容に関してこの子育て支援会議が意見を述べることというのが、実質的な内容でございます。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） それでは、前回の全協でも質問をしたんですが、第3条の子育て会議は12人以内とするということで、私はここの中で前回説明いただいた時も、保護者が入っていないということを指摘したんですが、やはり一番子育てで事情というか、現状がわかる、また将来のこと、子供のことを一番考える親、やはり保護者が入らないということは問題ではないかということを指摘しています。そして、やはりいろいろな要望もあるでしょうから、その保護者を入れるべきではないかと思うんですが、その点に関しての町の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小川一好君） この保護者に対する考え方でございますが、前回、全員協議会の場の説明の中で大変失礼いたしました。1号で保護者ということで書いてございますので、そちらのほうの説明が抜け落ちておりまして、内容的には保護者を1ないし2名1号の要件で入れるということで考えてございます。

以上です。

〔「了解」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町子ども・子育て会議条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第7、議案第5号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号の那珂川町子ども・子育て会議条例の制定に関連して、特別職の職員報酬として別表に子ども・子育て会議委員を加えるものであり、その報酬額は他の委員と均衡を図り、日額5,000円とするものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第8、議案第6号 那珂川町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、普通財産の無償貸付または減額貸付について、条例の規定によりこれを行うことのできる範囲を追加することにより、明文化し、町有財産の有効活用をより一層推進するため、所要の改正を行うものであります。

内容の説明につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） では、補足説明を申し上げます。

普通財産については、公共用または公益事業に供するとき、災害等により使用目的に供しがたいときに、普通財産の無償貸付または減額貸付ができることになっておりますが、条例により取り扱いを明確にすることで、機動的に個別事案に対処できるよう所要の改正を行うものであります。

第4条の普通財産の無償貸付または減額貸付であります。第3号として町有財産の有効活用に資するため、特に必要があると認められる項目を追加するものであります。

第8条は、条例の運営について定めたものであります。

附則は施行日を定めたものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

益子明美さん。

5番（益子明美君） この第4条、普通財産の次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償、または時価よりも低い価格で貸し付けすることができるということがありますが、現在、1号、2号どのようなものが財産として貸し付けられているのかお伺いします。また、今後、第3号にかかわってくるようなものはどういったものがあるのか、お伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 現在、無償または減額貸付しているものにつきましては、武茂小学校、これはトラフグ研究会であります。それから、小口小学校、NPOであります。それから、大山田小学校、これもNPOであります。馬頭北保育園、これは地域の集会所として利用しております。それから、小川第二保育園、これも地元の自治会であります。

今後であります。特に廃校になった小・中学校があります。和見小でありますとか、来春閉校予定の南小学校、あるいは薬利小学校、それらが想定されております。

以上です。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号～議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第9、議案第7号 平成25年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、日程第10、議案第8号 平成25年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決について、日程第11、議案第9号 平成25年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決について、日程第12、議案第10号 平成25年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決について、日程第13、議案第11号 平成25年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決について、日程第14、議案第12号 平成25年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決についての6議案は、関連がありますので一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま一括上程されました議案第7号から議案第12号 平成25年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、旧和見小学校跡地の有効利用を図るための校舎解体工事や、馬頭グラウンド、小川グラウンドの体育施設整備の事業などのほか、国・県補助事業の追加認定になったものなどを計上するものであります。

その補正額は9,900万円となり、補正後の予算総額は84億2,810万円となりました。

補正予算の主な内容を申し上げますと、第1は、教育費で社会教育推進費は、小川地区山

車保存会への補助金を交付するもの、体育施設維持管理費は馬頭グラウンド、小川グラウンドの施設整備事業など3,945万2,000円を計上しました。

第2は、総務費で町有財産管理費は、旧和見小学校校舎解体工事費など2,385万円を計上しました。

第3は、農林水産業費で農業災害対策特別措置事業費や果樹防霜設備緊急整備事業費など、県補助事業の追加認定になったものなど1,641万7,000円を計上しました。

以上、歳出予算の主なものを申し上げましたが、これらに要する財源は国・県支出金のほか、繰入金、繰越金、繰収入を充てることといたしました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は支払い基金過年度返納金など730万円を計上するもので、その財源は繰越金を充てることといたしました。これにより補正後の歳入歳出予算の総額は、21億9,530万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は国・県支払い基金過年度返納金及び一般会計繰出金などに1,200万円を計上するもので、その財源は繰越金を充てることといたしました。これにより補正後の歳入歳出予算の総額は15億8,000万円となりました。

次に、下水道事業特別会計であります。年利4%以上の起債を低利のものに借りかえを行うもので、公債費などに1億1,300万円を計上するもので、歳入は繰越金、町債を充当いたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は、4億2,300万円となりました。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。こちらも年利4%以上の起債を低率なものに借りかえを行うもので、公債費のほか施設管理費などに2,400万円を計上するもので、歳入は繰越金、町債を充当いたしました。これにより補正後の歳入歳出予算の総額は、7,100万円となりました。

最後に、水道事業会計であります。こちらも年利4%以上の起債を低率なものに借り換えを行うもので、企業債償還金に4,986万7,000円を計上するものであります。

以上、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細については担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 補足説明を申し上げます。

補正予算書の8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書より、歳入からご説明をいたします。

14款国庫支出金、2項6目総務費国庫補助金の補正額は4,500万円の増で、市町村合併推進体制整備費で、体育施設整備事業に係るもののほか、当初予算で計上いたしました庁舎整備事業分を県補助金から国庫補助金へ組み替えを行うものであります。

15款県支出金、1項2目土木費県負担金の補正額は272万2,000円の増で、地籍調査事業費で馬頭8地区の追加認定及び東日本大震災による基準点変換業務に係るもの。2項1目総務費県補助金の補正額は、2,490万円の減で、市町村合併推進体制整備費の組み替えのほか、わが町共同推進事業交付金の追加認定になったもの、4目農林水産業費、県補助金の補正額は315万円の増で、東日本大震災農業生産対策事業費、農業災害対策特別措置事業費、果樹防霜設備緊急整備事業費及び森林加速化林業再生事業費がそれぞれ追加認定になったもの。5目商工費県補助金の補正額は1,105万9,000円の増で、緊急雇用創出事業費が追加認定になったものであります。

18款繰入金、1項5目教育文化繰入金の補正額は、50万円の増で、教育文化基金繰入金に係るもの。9ページに続きます。

3項2目介護保険特別会計繰入金の補正額は、381万7,000円の増で、介護保険特別会計繰入金であります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は、5,515万2,000円の増で前年度繰越金であります。

20款諸収入、5項4目雑入の補正額は250万円の増で、自治総合センターコミュニティ事業助成金であります。

10ページ、歳出に入ります。

2点総務費、1項4目財産管理費の補正額は2,195万円の増で、庁舎維持管理費は、小川庁舎自動ドア修繕に係るもの、町有財産管理費は旧和見小学校校舎解体の設計委託業務及び工事請負費に係るもの、5目防犯交通安全対策費の補正額は190万円の増で、防犯対策費は町内約1,300カ所ある防犯灯の電気料不足に伴い、光熱費を増額するものであります。

3款民生費、1項3目老人福祉費の補正額は155万円の増で、介護福祉施設等整備事業費は、旧和見小学校敷地内にある国有財産払い下げに伴う土地購入費に係るもの。

2項1目保育園費の補正額は15万7,000円の増で、大内保育園費は調理室冷蔵庫の故障に伴い備品購入費を増額するもの。

2目児童措置費の補正額は5万円の増で、子ども・子育て会議委員報酬を、条例制定に伴

い組み替えを行うものであります。

4款衛生費、1項4目環境衛生費の補正額は2万円の増で、環境衛生諸費はペットボトル分別基準品質調査に伴う旅費を増額するものです。

11ページに続きます。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の補正額は200万3,000円の増で、農業振興諸費はわが町共同推進事業の追加認定に伴い、八溝そば街道推進協議会の負担金に係るものであります。

農業災害対策費特別措置事業費は、4月下旬の降霜及び低温により梨農家6戸、桑農家1戸の被害に対する補助に係るもの。果樹防霜設備緊急整備事業費は、JAなす南梨部会の防霜設備に対して補助をするもの、4目畜産費の補正額は200万円の増で、畜産振興事業費は東日本大震災農業生産対策事業費の追加認定に伴い、優良繁殖雌牛を20頭導入するもの、5目農地費の補正額は1,216万4,000円の増で、町単農村振興事業費は、小川地区土地改良区揚水ポンプ工事費など7地区の事業費に対して2分の1を補助するもの、基幹水利施設ストックマネジメントの事業費は、馬頭土地改良区が実施する三川又頭首工改修工事設計業務に対して、町補助金15%分を補助するもの、農地諸費は馬頭地区土地残土処理地ののり面形成、木柵工事費及び敷き砂利原材料費に係るもの、農業基盤整備促進事業費は、浄法寺地区の用水路整備事業費、及び小川、栄町の水路整備事業の地元協議が整い、負担金及び補助金を計上するもの。

2項2目林業振興費の補正額は25万円の増で、森林整備加速化、林業再生事業費は、森林病虫害防除、松くい虫対策として馬頭中学校周辺の伐倒処理に係るものであります。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は1,105万9,000円の増で、緊急雇用創出事業費は、追加認定に伴い「レディオベリーなかよしアジア」の構想を10月から来年の3月まで半年間延長するものであります。

12ページに入ります。

7款土木費、1項2目地籍調査費の補正額は564万5,000円の増で、地籍調査推進事業費は馬頭8地区測量業務の追加認定に伴うもの、及び東日本大震災により移転した基準点を再測量するもの。

2項1目道路きょうりょう総務費の補正額は80万円の増で、道路きょうりょう総務諸費は9月29日に開通予定の国道294号小川湯津上バイパス開通式に要する経費であります。

9款教育費、2項1目学校管理費の補正額は50万円の増で、学校管理諸費は、旧大那地小

学校部分林管理組合より本年2月5日に寄附をいただいた2,500万円のうち50万円を、馬頭東小学校へ補助するもの。

5項1目社会教育総務費の補正額は266万円の増で、社会教育推進費は男女共同参画計画策定に伴う意識調査に要する経費、及び小川地区山車保存会の山車の修繕に係るものであります。

2項公民館費の補正額は140万円の増で、公民館活動費は町の公民館など3公民館の修繕工事に3分の1を補助するもの、小川公民館費は小川公民館のキューピクル改修工事に伴うものであります。

4目文化費の補正額は30万円の増で、文化振興費は文化団体、コーラス藍の全国大会出場に伴い、文化協会補助金を増額するもの。

13ページに続きます。

6項1目保健体育総務費の補正額は33万2,000円の増で、スポーツ団体馬頭ウイングスポーツ少年団、小川卓球スポーツ少年団の全国大会等出場に伴い、体育協会補助金を増額するもの。

2項保健体育施設の補正額は3,426万円の増で、体育施設維持管理費は馬頭グラウンド、小川グラウンドの夜間照明機器の安定器修繕工事費に係るもの、及び今後予定される馬頭、小川グラウンドの大規模改修に伴う土地鑑定評価、用地測量、設計業務などの経費を計上いたしました。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 説明の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は11時15分とします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

議長（鈴木和江君） 再開します。

説明を続けてください。

住民生活課長。

住民生活課長（橋本民夫君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について、補足

説明いたします。

補正予算書 8 ページ、事項別明細書により歳入から説明申し上げます。

11款繰越金、1項1目療養給付費交付金繰越金の補正額は727万7,000円の増で、退職者医療療養給付費交付金にかかわる前年度繰越金です。

同じく2目その他繰越金の補正額は2万3,000円の増で、前年度繰越金です。

9 ページ歳出に入ります。

11款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金の補正額は2万2,000円の増で、退職者医療療養給付費負担金の償還に伴う調整額です。

同じく、4目退職被保険者等償還金の補正額は727万8,000円の増で、平成24年度退職者医療療養給付費負担金の精算に伴う社会保険診療報酬支払い基金の償還金です。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（小川一好君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書の8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から説明いたします。

8 款繰越金、1項1目の繰越金の補正額は1,200万円の増で前年度繰越金です。

次に、9 ページ、歳出について説明いたします。

1 款総務費、1項1目一般管理費の補正額は18万4,000円の増で次期計画であります第6期介護保険計画策定のためのニーズ調査に要する経費です。

7 款諸支出金、1項2目償還金の補正額は799万9,000円の増で24年度分介護給付費及び地域支援事業費に対する国・県負担金及び支払い基金交付金の精算による返納金です。

同じく、2項1目繰出金の補正額は381万7,000円の増で、同じく24年度分介護給付費及び地域支援事業費に対する一般会計繰入金の精算による返納金でございます。

以上で介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 上下水道課長。

上下水道課長（秋元彦丈君） 続きまして、下水道事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書4ページをごらんください。

第2表、地方債の補正であります。繰上償還にかかわる起債で1億1,280万円を限度額

として利率4%以内で町債を起こすものであります。

8ページをごらんください。

事項別明細書により歳入から申し上げます。

5款繰越金、1項1目繰越金の補正額は20万円の増で前年度繰越金であります。

7款町債、1項2目借換債の補正額は1億1,280万円の増で、低利率に借りかえるものであります。

9ページをごらんください。

歳出に入ります。

1款下水道事業費、1項2目施設管理費の補正額は35万2,000円の減で、下水道汚泥の放射能物質が低下したためです。

2項1目下水道整備費の補正額は18万円の増で、公共下水道管渠工事設計業務委託に要する経費であります。

2款公債費、1項1目元金の補正額は1億1,317万2,000円の増で、町債の繰上償還元金であります。

以上で、下水道事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、農業集落排水事業特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書4ページをごらんください。

第2表、地方債の補正であります。繰上償還にかかわる起債で2,270万円を限度額として利率4%以内で町債を起こすものであります。

8ページをごらんください。

事項別明細書により歳入から説明いたします。

4款繰越金、1項1目繰越金の補正額は130万円の増で前年度繰越金であります。

6款町債、1項1目借換債の補正額は2,270万円の増で、低利率に借りかえるものであります。

9ページをごらんください。

歳出に入ります。

1款農業集落排水事業費、2項1目施設管理費の補正額は109万3,000円の増で、三輪水処理センターの修繕に要する経費であります。

2款公債費、1項1目元金の補正額は2,290万7,000円の増で、町債の繰上償還元金であります。

以上で農業集落排水事業の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町水道事業会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書3ページをごらんください。

別表、企業債の補正であります。繰上償還にかかわる起債で4,980万円を限度額として利率4%以内で企業債を起こすものであります。

5ページをごらんください。

補正予算実施計画の資本的収入及び支出の収入から申し上げます。

1款上水道事業収入、2項1目企業債の補正額は4,980万円の増で、低利率に借りかえるものです。

次に、支出であります。1款上水道事業支出、2項1目企業債償還金の補正額は4,986万7,000円の増で繰上償還金であります。

以上で、一般会計及び4特別会計並びに水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名、補正予算書のページをお示しください。

質疑はありませんか。

福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） それでは、2つ、3つ質問をさせていただきます。

まず一般会計の10ページ、2款1項5目の防犯交通安全対策費、これが防犯対策費ということで先ほどの説明では1,300カ所の防犯灯、街路灯、その光熱費という説明でしたか、現在LED化を図っていて、あれだと単純に光熱費が安くなるのではないかと考えていたのですが、そのところの説明をお願いしたいと思います。

それから、一般会計12ページです。9款5項1目の社会教育総務費、説明欄の社会教育推進費で小川地区山車保存という説明がありましたが、そちらはどのような支援をするのか、それに対応する財源が250万円特定財源ということで出ていますが、これに見合う財源というものは9ページの諸収入、自治総合センターコミュニティ事業費というものが同じ金額で対応するのかなと思うのですが、それではよしいのかどうか。

それと、一般会計13ページ、9款6項2目保健体育施設費、この中で馬頭運動場、小川運動場の整備のための地質調査という話がありましたが、地質調査というのは何か大規模な工事関係、そういうものが行われるのかなという気がするのですが、その辺の説明をお願いい

たします。

以上です。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） それでは、1点目の防犯交通対策費についてお答えをいたします。

実は、予算編成に当たりその基準となった年度が23年度の決算を基準にしております。通常事業費でありますと、ほぼ前年度同額であります。ここは電気料でありまして実は23年度から24年度にかけて東電の関係で月10万円ほど増額になっております。さらにことしに入りましてさらに10万円増額になっているのです。LED化を進めて11月から全町LED化を進めております。既に何カ所か交換をしているところもありますが、それでもなおそれを補えないということで、今回補正をいたすわけでありまして。

以上です。

議長（鈴木和江君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（穴山喜一郎君） 2点目の小川地区山車保存会の件であります。小川地区の山車保存会で管理しています山車につきまして、車輪と車軸の交換をするものでございます。費用につきましては、国のコミュニティ事業でございまして250万円全額助成金でございまして。

次の体育施設につきましては、土地の評価ということで用地の鑑定評価をするものでございます。それと馬頭地区と小川地区の運動場の件ですが、運動場の再整備計画に伴いましてその用地測量並びに基本設計ですね、その費用でございまして。

以上です。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 10ページのほうはLED化とはほぼ関係なく電気料金の値上がりということで理解をいたしました。そこで、今回LED化を進めて、我々は非常に電気料が安くなるのではないかと、そういう考えをいたしておりましたが、例えば電気料が同じだとして従来の防犯灯とLEDにしたときにどの程度の財政効果と申しますか、それが比較としてどの程度あるか、何%とかそういうものがわかりましたら、お知らせいただきたいと思っております。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 現在、試算によりますと月約20万円は減額となります。これが1年間で申し上げますと240万円、さらにこれが10年間となりますので相当な財政効果が得られるものと思っております。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） 了解いたしました。

そして、山車保存会のほう、それから運動場関係、そちらも運動場については受益者といえますか、利用団体等との協議、話を聞いてやるというお話は何っていましたが、そちらについてはどのように進展しているかお伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（穴山喜一郎君） これから運動場の馬頭、小川地区の運動場につきましては、再整備計画を立てましてその中で利用団体等の方に入らせていただきまして、お話を聞いて、よりよい計画にしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） せっかくお金をかけるんですから、実際に使う方々そういう人のお話をよく聞いて、実行していただきたいと思います。

以上です。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑ありませんか。

橋本 操君。

12番（橋本 操君） 13ページの9款2目、一番下になるんですが、保健体育施設費です。先ほどの説明で馬頭と小川のグラウンドということだったんですが、私は最初、小川のグラウンドのバックネットがありますね、バックネットのすぐ裏にテントというんですか屋根があるんです。その骨組みが鉄骨なんです。鉄骨が腐っちゃって正直言ってないところもあるんです。ですから、私はこのための費用かなと思ったんです。これは一切この修繕の費用は入ってないわけですね。

議長（鈴木和江君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（穴山喜一郎君） 今回の補正につきましては、夜間照明の安定器の交換等のものございまして、今お話のありましたバックネットにつきましては、これから全体的にバックネットの交換と、ダッグアウトの交換等を計画してございますので、その中であわせて実施したいと思っております。

議長（鈴木和江君） 橋本 操君。

12番（橋本 操君） 私は、昨年だったと思うんですが一般質問の中で、この小川グラウンドの北側にあるプール、不法侵入した方がおりまして、そのときにこの関連で一般質問をしたんです。そのときにいろいろな担当課があるわけですから、その中で自分の持ち場をよ

く管理するように私は望んだわけですが、このバックネット裏の鉄骨は1年や2年であんな感じで腐っちゃっているわけではないと思うんです。何年もかかっていると思うんです。要するに今までこれ管理を怠ってきていると思うんです。ですから、私はこれはこういうときのための補正だと思うんです。これは優先的にやるべきだと思います。

実は、ことしの7月ですか、少年野球大会が小川グラウンドで開催されたわけなんです、そのときに私はある方に申しあげました。こういうことでこんなふうになっているんだから、早急にこれはやるべきではないかと。これは町も安全安心のまちづくりと言っているわけですから、特にこれは早急に私はやるべきだと思います。

以上です。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はございませんか。

益子明美さん。

5番（益子明美君） 一般会計補正予算書の10ページ、歳出の欄の2款1項4目財産管理費の中の町有財産管理費、旧和見小解体ということで2,130万円上がっています。それと関連してその下の3款1項3目老人福祉費として、旧和見小の国有財産払い下げは介護福祉施設等整備事業の中で関連して行っていくということですから、和見小の後に介護福祉施設が建って、それに伴い和見小を解体するのかなということだと思っんですけれども、その和見小を有効利用するに当たって、地域住民との話し合いがされてきたと思うんです。

前にそういった小学校を広く利用する、町有財産を利用するに当たって公募をかけたかどうかという話をしたことがあります。そのときに地域で考えているので、町としてはちょっと待っているという話がありました。そのことを踏まえて、今回和見小解体となった経緯をお答えいただきたいと思います。また、その福祉施設と関連してこの和見小を残していけないのかどうかも、あわせて伺いたいします。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） それでは、総体的な基本的な考え方を述べさせていただきます。

まず、普通財産の有効利活用につきましては、私たちの大きな課題でありまして議会等からも要望があります。そういう中で、福祉施設の計画がありまして、今回その福祉施設計画に基づき普通財産を利用をする方向で計画をしております。また、それに地域からの要望もあります。そういったことを勘案して、今回解体をして普通財産として貸し出しをするという予定であります。これは全部ではなくて、その施設に供する部分だけあります。その他につきましては、集会所等地元が利活用をすることになっております。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） すると、和見小の一部を解体するという事で理解してよろしいんですか。全体的な部分ではない。その和見小の利用についてはほかのさまざまなところから利用したいという声も、過去にはあったというふうに思っているんですね。その辺を公平性と地域の声というのが一番大きいのかなというふうには思いますけれども、またはどこを優先として考えるかということをお考えすると、公募という形もあってもよかったのかなというふうに思います。有効活用をされるその第1番が、その介護福祉施設ということで結論づけたその過程と、結論づけたその理由をお伺いしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） 和見小学校は全部解体をいたします。さらにその活用、これについては先ほども申し上げましたが、地元からの要望がありました。まず、特に廃校になった校舎の利活用につきましては、地元を優先するという事もありますので、今まではまだその利活用が地域では決まっていなかったということでありましたが、地域から昨年ですかそういった要望がありました。そういったことで、たまたま今回福祉施設の計画があったということで、今回事業を実施する予定であります。

議長（鈴木和江君） 益子明美さん。

5番（益子明美君） 要するに地域が和見小の活用をいろいろ考えていた中で、福祉施設を誘致して利用していただくのが一番よいと考えたと。それは地域全体の意見としてそういう要望が上がってきたのか、まず1点お伺いしたいのと、施設を有効利用するために第一次条件としては地域の理解、地域の要望が第1であるというのは理解できるんですが、地域にとってその福祉施設が来るというのはとてもありがたいことかもしれないんですが、その一個人の民間の地域で福祉施設を立ち上げるわけではないですね。民間の福祉施設がやってくるということを、単に要望をただけであって和見小を解体してまで、多額の費用がかかるわけですね。一部は国有財産の払い下げにもお金を出すということが、果たして本当に公平性を保っているのかなというところが1つあるので、その辺の考え方としては町はどういうふうに理解して、こういった予算を上げてきているのかお伺いいたします。

議長（鈴木和江君） 総務課長。

総務課長（益子 実君） まず、地域の要望ではありますが、これにつきましては自治会、行政区長の名前で申請をされております。そういうことは地域の要望であるということであり

さらに、今後集会所等これらについては地域でもその一画、あるいはその周辺ということも考えているようであります。そういった福祉施設が町としては有効であろうということで今回の事業といたしました。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

なお、採決は1件ごとに行います。

議案第7号 平成25年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 平成25年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第8号 平成25年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木和江君） 起立多数と認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 平成25年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第9号 平成25年度那珂川町介護保険特別会計補正予算の議決については、原案のと

おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（鈴木和江君） 起立多数と認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 平成25年度那珂川町下水道事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成25年度那珂川町農業集落排水事業特別会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成25年度那珂川町水道事業会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第15、議案第13号 平成24年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました議案第13号 平成24年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

平成24年度水道事業の未処分利益剰余金について、建設改良積立金などに積み立てることに伴い、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 上下水道課長。

上下水道課長（秋元彦丈君） 補足説明いたします。

別紙の平成24年度那珂川町水道事業剰余金処分計算書をごらんください。

一番右の列であります、平成24年度末の未処分利益剰余金の金額は3,462万8,765円です。このうち建設改良積立金に3,000万円、減債積立金に200万円、合わせて3,200万円をそれぞれの積み立てに、残る262万8,765円を繰越利益剰余金とするものであります。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言する人なし〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号 平成24年度那珂川町水道事業未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

認定第1号～認定第9号の上程、説明、委員会付託

議長（鈴木和江君） 日程第16、認定第1号 平成24年度那珂川町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第2号 平成24年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会

計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第3号 平成24年度那珂川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第19、認定第4号 平成24年度那珂川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第20、認定第5号 平成24年度那珂川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第21、認定第6号 平成24年度那珂川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第22、認定第7号 平成24年度那珂川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第23、認定第8号 平成24年度那珂川町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第24、認定第9号 平成24年度那珂川町水道事業決算の認定について、以上9議案は関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま一括上程されました認定第1号から認定第9号、平成24年度那珂川町一般会計及び各特別会計、水道事業の決算について、提案理由の説明を申し上げます。

私は、那珂川町長に就任以来、住民参加のまちづくり、協働のまちづくりを念頭に町振興のために鋭意取り組んでいるところであります。

この間、各種事務事業の執行に際しましては、議会を初め町民の皆さんのご協力、また各般にわたり国・県及び関係機関のご援助、ご指導を賜りましたことに対し、深く感謝申し上げます。

さて、昨今の社会情勢は、少子・高齢化の急速な進行、情報通信技術の飛躍的な進歩による高度情報化、国民の生活様式や価値観の変化などにより行政需要はますます多様化し、目まぐるしく変動しております。

そういった状況の中、福島第一原子力発電所の事故により、今なお安全の確保や不安の解消が図られていない現状にあり、全ての人々が安心とゆとりを持って暮らせるような社会の構築や活力を維持し、成長を持続する政策と実行力が強く求められているところであります。

国において、昨年12月に自民党政権が誕生し、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略など3本の矢を柱とする経済再生政策を打ち出しており、国民が安心できる制度に再構築できるのか、消費税の増税とともにその成り行きを注視しているところであります。

地方交付税については、対前年度比約3億8,500万円と大幅減少しており、特別交付税、災害復旧特別交付税の東日本大震災関係分の減額が影響しており、交付総額約36億3,700万円は震災前の水準に戻った状況であります。いずれにしましても、町税を初めとした自主財源の確保が難しい状況の中、国・県支出金の削減など財政力の乏しい地方自治体にとっては、国の目的とする地方自治体の財政自立とは裏腹に厳しさを増す状況となっております。

このような財政状況ではありますが、那珂川町総合振興計画後期基本計画と那珂川町過疎地域自立促進計画に基づき、豊かな自然と文化に生まれ、優しさと活力に満ちたまちづくりを基本テーマとして、各種の施策を着実に実行してまいりました。

特にまちづくりの3大重点プロジェクトで情報通信基盤の活用推進プロジェクトにおきましては、ケーブルテレビを核とした地域高度情報化やネットワーク化の推進に取り組むとともに、平成24年度から指定管理者制度へと移行し、順調に推移をしているところであります。全町に放送網が整備され、各種サービスを提供することができることから、町民の皆さんに愛されるケーブルテレビとなるよう、今後とも放送内容の充実と加入促進を図ってまいりたいと考えております。

自然・環境との共生推進プロジェクトにおきましては、那珂川町環境基本計画に基づき環境のまちづくり推進会議を開催するとともに、太陽光発電設備導入補助制度を継続して実施いたします。さらに平成24年9月、環境のまちづくりを機軸とする那珂川町地域振興計画を策定し、町政懇談会において地域振興とバイオマス計画について説明をしたところであります。

また、宇都宮メディアアーツ専門学校との学官連携につきましては、環境教育用小冊子を作成し、小学校6年の教材に供するなど各種の事業推進に努めてまいりました。

行財政改革推進プロジェクトでは、町として健全な行財政運営ができるよう小さな行政の実現のため、平成24年3月に策定した第2次行財政改革推進計画に基づき、行財政改革の推進を図ってまいりました。

また、安全・安心のまちづくりを進めるため、馬頭小学校体育館、小川小学校ランチルームの耐震補強及び大規模改修工事、馬頭中学校技術室屋根・外壁塗装工事や町道76号線、一渡戸大鳥線の整備事業を実施しました。住民生活の利便向上のため、引き続きデマンドタクシーの実証運行と那須烏山市と共同でコミュニティバス馬頭烏山線の運行を継続したところでございます。

なお、先ほど申し上げました地域振興とバイオマス計画や庁舎建設基本構想の概要につい

てをメインテーマとして、町民の皆さんから広く意見や要望を聞き、これからそれらを町政に反映させるため、町内16会場で町政懇談会を開催をいたしました。

平成24年度に実施いたしました各種事務事業につきましては、お配りしてあります「主要施策の成果」に詳しく記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、一般会計から順次決算の概要を申し上げます。

那珂川町一般会計であります。歳入の主なものは、第1は地方交付税で36億3,711万7,000円、第2は町税で20億2,606万4,622円、第3は県支出金で5億8,918万653円です。

次に、歳出の主なものは、第1は、民生費で19億7,071万9,686円で、障害者福祉、老人福祉などの各種の社会福祉事業、児童手当支給事業や子育て環境を充実するための保育園費、児童措置費、母子福祉費などの児童福祉費が主なものであります。

第2は、総務費で14億7,478万3,595円で、デマンドタクシーの実証運行などの交通対策事業、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金のほか、総務管理費などが主なものであります。

第3は、教育費で10億3,736万4,808円で、馬頭小学校体育館、小川小学校ランチルーム耐震補強及び大規模改修事業など学校教育や社会教育及び社会体育の振興に要した経費などが主なものであります。

その決算の内容であります。歳入総額88億2,942万6,049円、歳出総額81億9,899万3,459円で、歳入歳出差引額は6億3,043万2,590円で、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額として8,987万5,000円で、実質収支額は5億4,055万7,590円となりました。

なお、実質収支額のうち地方自治法の規定により、基金繰入額として2億8,000万円を財政調整基金に繰り入れをいたしました。

次に、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計であります。放送センターの管理運営を図るとともに、各種のサービスを提供しました。

その決算の内容であります。歳入総額3億6,221万339円、歳出総額3億6,095万5,136円で、歳入歳出差引額は125万5,203円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。療養給付のほか、健康管理センターを拠点とした各種健康診査などを行い、被保険者の健康保持増進のための各種の保健事業を積極的に推進しました。

その決算の内容であります。歳入総額24億1,888万6,676円、歳出総額22億6,922万6,291円で、歳入歳出差引額は1億4,966万385円となりました。

次に、那珂川町後期高齢者医療特別会計であります。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、栃木県後期高齢者医療広域連合納付金の納付や健診事業を行いました。

その決算の内容であります。歳入総額 1 億 9,575 万 7,710 円、歳出総額 1 億 9,377 万 5,498 円で、歳入歳出差引額は 198 万 2,212 円となりました。

次に、那珂川町介護保険特別会計であります。65 歳以上の被保険者は 5,562 人で認定者は要支援 118 名、要介護 868 名、合わせて 986 名を対象に、各種の給付、支援を行いました。

その決算の内容であります。歳入総額 16 億 2,421 万 5,025 円、歳出総額 15 億 5,496 万 6,121 円で、歳入歳出差引額は 6,924 万 8,904 円となりました。

次に、那珂川町下水道事業特別会計であります。馬頭処理区で健武地内の管渠工事として延長 492.5 メートルを実施しました。また、区域内の接続戸数は 365 戸となりました。小川処理区につきましては、接続戸数は 874 戸で、施設の維持管理に努めました。

その決算の内容であります。歳入総額 3 億 3,796 万 1,802 円、歳出総額 3 億 2,431 万 5,512 円で、歳入歳出差引額は 1,364 万 6,290 円となりました。

次に、那珂川町農業集落排水事業特別会計であります。農業用用水の水質保全、環境の改善等を図り、北向田地区と三輪地区の維持管理に努めました。

平成 24 年度の経営状況は、接続戸数は 229 戸、排水処理人口は 766 人、年間処理水量は 10 万 1,254 立方メートルとなりました。

その決算の内容であります。歳入総額 4,827 万 7,751 円、歳出総額 4,640 万 9,398 円で、歳入歳出差引額は 186 万 8,353 円となりました。

次に、那珂川町簡易水道事業特別会計であります。簡易水道事業として設置されている 8 施設における水道水の安定供給及び施設の維持管理に万全を期しました。また、道路改良工事に伴い配水管の布設及び布設がえ工事や各種施設の整備事業を実施しました。

平成 24 年度の経営状況は、給水戸数 2,858 戸、給水人口 8,455 人に対し、67 万 5,909 立方メートルを供給いたしました。

その決算の内容であります。歳入総額 2 億 221 万 5,545 円、歳出総額 1 億 8,506 万 2,675 円で、歳入歳出差引額は 1,715 万 2,870 円となりました。

次に、那珂川町水道事業であります。上水道と東部地区簡易水道において、給水戸数 3,218 戸、給水人口 1 万 26 人に対し、給水量 92 万 8,744 立方メートルを供給するとともに、配水管布設がえ工事や各種施設の整備事業を実施いたしました。

収益的収支につきましては、収益 2 億 1,897 万 42,778 円に対し、費用が 1 億 8,687 万 3,700

円で、3,210万578円の純利益となりました。

以上、那珂川町の各会計決算の概要を申し上げましたが、これらの決算については、監査委員から決算審査における意見書をいただいておりますので、あわせてご報告いたします。

ご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第9号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までについては、議員全員を委員とする決算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定しました。

ただいま、議員全員を委員とする決算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりませんので、委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって本日本議会終了後、直ちに決算審査特別委員会を議場に招集したいと思います。

ここで本会議の休会についてお諮りいたします。

7日から16日までの10日間は、決算審査特別委員会及び休日のため本会議を休会としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、7日から16日までの10日間は、本会議を休会とすることに決定しました。

7日から16日までの10日間は本会議を休会といたします。

散会の宣告

議長（鈴木和江君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会します。ご起立願います。
ご苦労さまでした。

散会 午後 零時 15分